

「令和元年版 働く女性の実情」の概要 —令和元年の働く女性の状況—

厚生労働省 雇用環境・均等局 雇用機会均等課

厚生労働省雇用環境・均等局は、昭和28年（1953年）から毎年、働く女性に関する動きを取りまとめ、「働く女性の実情」として紹介しています。

令和元年版においては、Ⅰで各種統計資料を用いて「令和元年の働く女性の状況」を、Ⅱで厚生労働省が行っている対策を「働く女性に関する対策の概況」として取りまとめています。

ここでは、令和元年の「働く女性の状況」についてご紹介します。

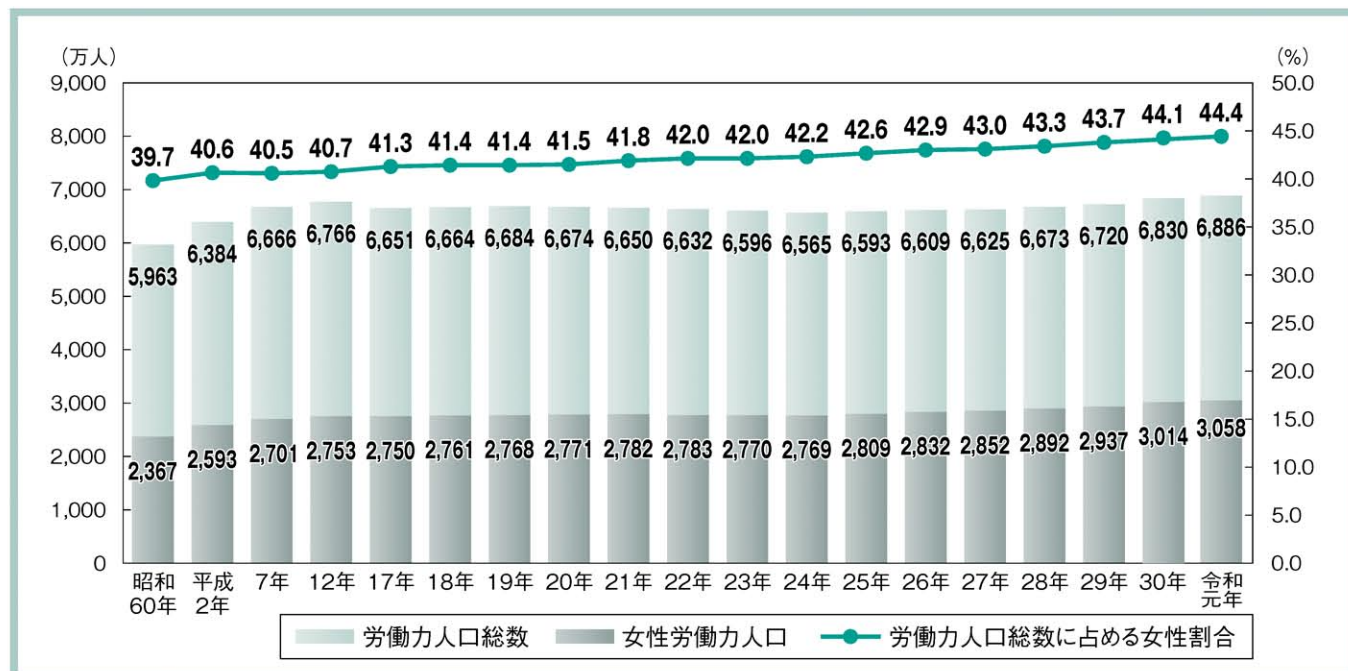
Ⅰ 女性労働力率の上昇と年齢階級別労働力率の変化

令和元年の女性の労働力人口は3,058万人と前年に比べ44万人増加（前年比1.5%増）し、7年連続で増加しています。また、労働力人口総数は前年より56万人増加（同0.8%増）し6,886万人となり、労働力人口総数に占める女性の割合は44.4%（前年差0.3ポイント上昇）と過去最高を更新しました（図1）。

次に、女性の労働力率（15歳以上人口に占める労働力人口の割合）をみると53.3%と、前年に比べ0.8ポイント上昇しています。これを生産年齢（15～64歳）についてみると、前年より1.3ポイント上昇し72.6%となりました。

また、女性の労働力率を年齢階級（5歳階級）別にみると、「25～29歳」（85.1%）と「45～49歳」（81.4%）を左右のピークとし、「35～39歳」（76.7%）を底とするカーブを描いています。10年前の平成21年と比較すると、全ての年齢階級で労働力率が上昇し、グラフ全体の形は底が解消され台形に近づきつつあります（図2）。

図1 労働力人口総数、女性労働力人口及び女性の占める割合の推移

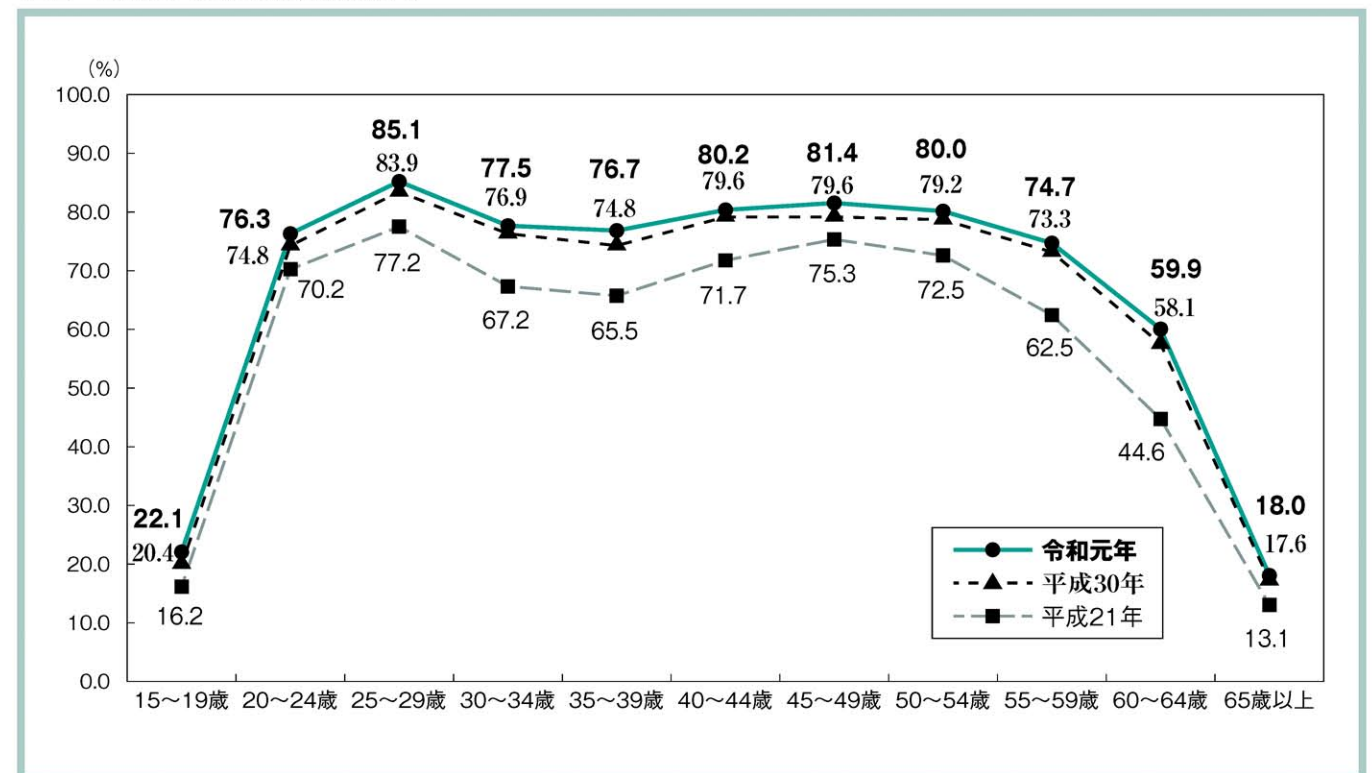


資料出所：総務省「労働力調査」

「労働力人口の男女別構成比」は、厚生労働省雇用環境・均等局作成。

注）総務省「労働力調査」に係る平成23年統計については、東日本大震災の影響により、関連統計等を用いて補完推計した値である。また、平成17年から21年までの数値については、平成22年国勢調査を基準とする推計人口に、平成22年から28年までの数値については、東日本大震災による補完推計の値も含め、比率を除き、平成27年国勢調査結果を基準とする推計人口のベンチマーク人口に基づいて選及又は補正した時系列接続用数値を用いており、同数値により前年比較を行っている。

図2 女性の年齢階級別労働力率



資料出所：総務省「労働力調査」

Ⅱ 女性雇用者の状況

(1) 雇用者数

令和元年の女性の就業者は2,992万人であり、その内訳は「雇用者」が2,720万人（就業者に占める割合90.9%）、「自営業主」が137万人（同4.6%）、「家族従業者」が115万人（同3.8%）となっています。

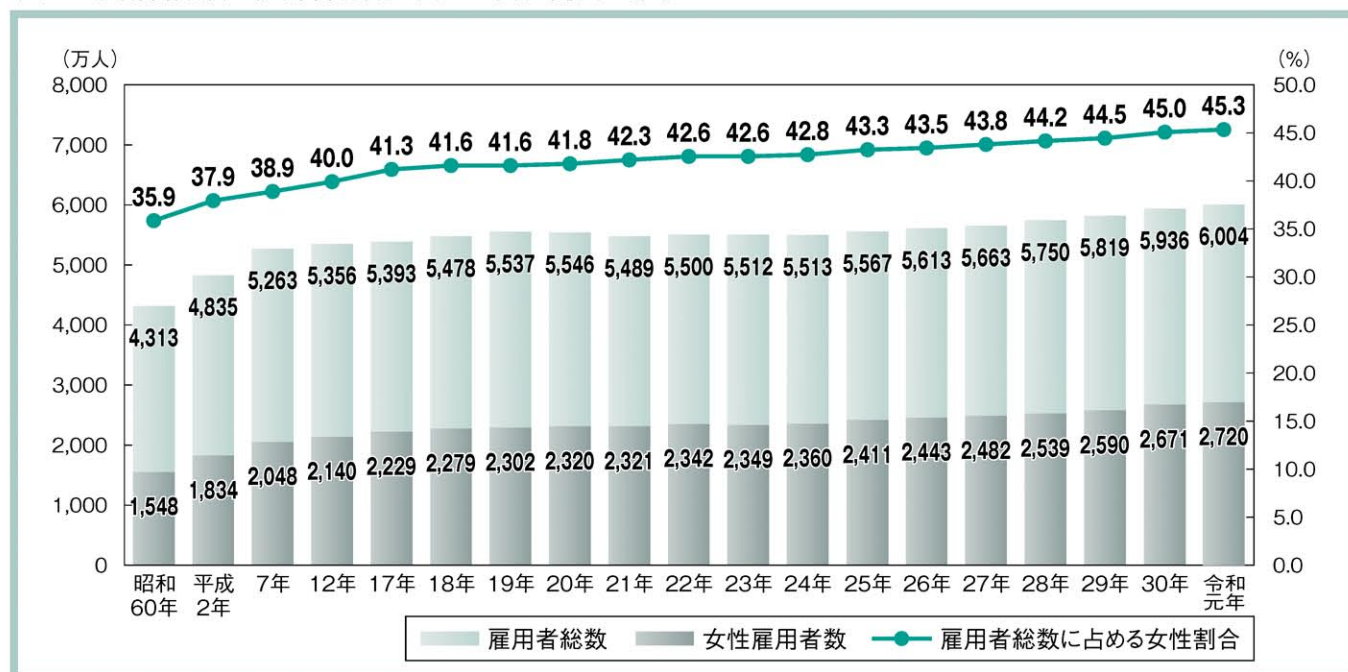
雇用者についてみると、女性は前年に比べ49万人増加（前年比1.8%増）し、雇用者総数に占める女性の割合は45.3%（前年差0.3ポイント上昇）となりました（次ページ図3）。

雇用者について産業別にみると、「医療、福祉」が625万人（女性雇用者に占める割合23.0%）と最も多く、次いで「卸売業、小売業」519万人（同19.1%）、「製造業」299万人（同11.0%）となっています。一方男性は「製造業」717万人（男性雇用者に占める割合21.8%）、「卸売業、小売業」466万人（同14.2%）、「建設業」334万人（同10.2%）の順で多くなっています。

なお、雇用者総数に占める女性比率が5割以上の産業は、「医療、福祉」（76.8%）、「宿泊業、飲食サービス業」（64.3%）、「生活関連サービス業、娯楽業」（61.2%）、「教育、学習支援業」（56.8%）、「金融業、保険業」（53.4%）、「卸売業、小売業」（52.6%）となっています。

職業別にみると、女性は「事務従事者」（女性雇用者に占める割合28.5%）、男性は「生産工程従事者」（男性雇用者に占める割合17.9%）が最も多くなっています。

図3 雇用者数及び雇用者総数に占める女性割合の推移



資料出所：総務省「労働力調査」
「雇用者総数に占める女性割合」は、厚生労働省雇用環境・均等局作成。
注)平成23年は補完推計値であり、平成17年から28年までの数値は時系列接続数値。

(2)労働条件等

①雇用契約期間

女性雇用者の雇用契約期間をみると「無期の契約」が1,501万人で女性雇用者の55.2%(男性は2,228万人、男性雇用者の67.8%)、「有期の契約」が857万人で同31.5%(男性は610万人、同18.6%)となっています。

②雇用形態

役員を除く女性雇用者の雇用形態をみると、「正規の職員・従業員」が1,161万人(前年差23万人増、前年比2.0%増)、「非正規の職員・従業員」が1,475万人(同24万人増、同1.7%増)となっており、女性雇用者総数に占める割合は「正規の職員・従業員」が44.0%(男性は77.2%)、「非正規の職員・従業員」が56.0%(男性は22.8%)となっています。

また、女性の「非正規の職員・従業員」のうち「パート・アルバイト」は1,164万人(前年差21万人増、前年比1.8%増)、「労働者派遣事業所の派遣社員」は85万人(前年同)、「契約社員・嘱託」182万人(同1万人減、同0.5%減)となっています。

③平均勤続年数及び平均年齢

女性一般労働者(1か月以上の期間を定めて雇われている者のうち「短時間労働者」以外の者)の正社員・正職員の平均勤続年数は10.4年(男性は14.2年)、平均年齢は40.3歳(男性は42.8歳)となっています。

一方、正社員・正職員以外の平均勤続年数は7.7年(男性は10.5年)、平均年齢は46.7歳(男性は51.3歳)となっています。

④賃金

女性一般労働者の正社員・正職員のきまって支給する現金給与額は28万9,100円(男性は38万9,800円)、うち所定内給与額(きまって支給する現金給与額から、超過労働給与額を差し引いた額)は26万9,400円(男性は35万1,500円)となっています。また、正社員・正職員以外のきまって支給する現金給与額は20万1,500円(男性は26万4,000円)、うち所定内給与額は18万9,100円(男性は23万4,800円)となっています。

所定内給与額について男女間の賃金格差(男性=100とした場合)をみると、正社員・正職員では76.6(前年75.6)、正社員・正職員以外では80.5(同80.8)となっています。

⑤労働時間

女性常用労働者の平均月間総実労働時間は120.7時間、うち所定内労働時間は115.0時間、所定外労働時間は5.7時間(男性はそれぞれ155.1時間、140.3時間、14.8時間)となっています。

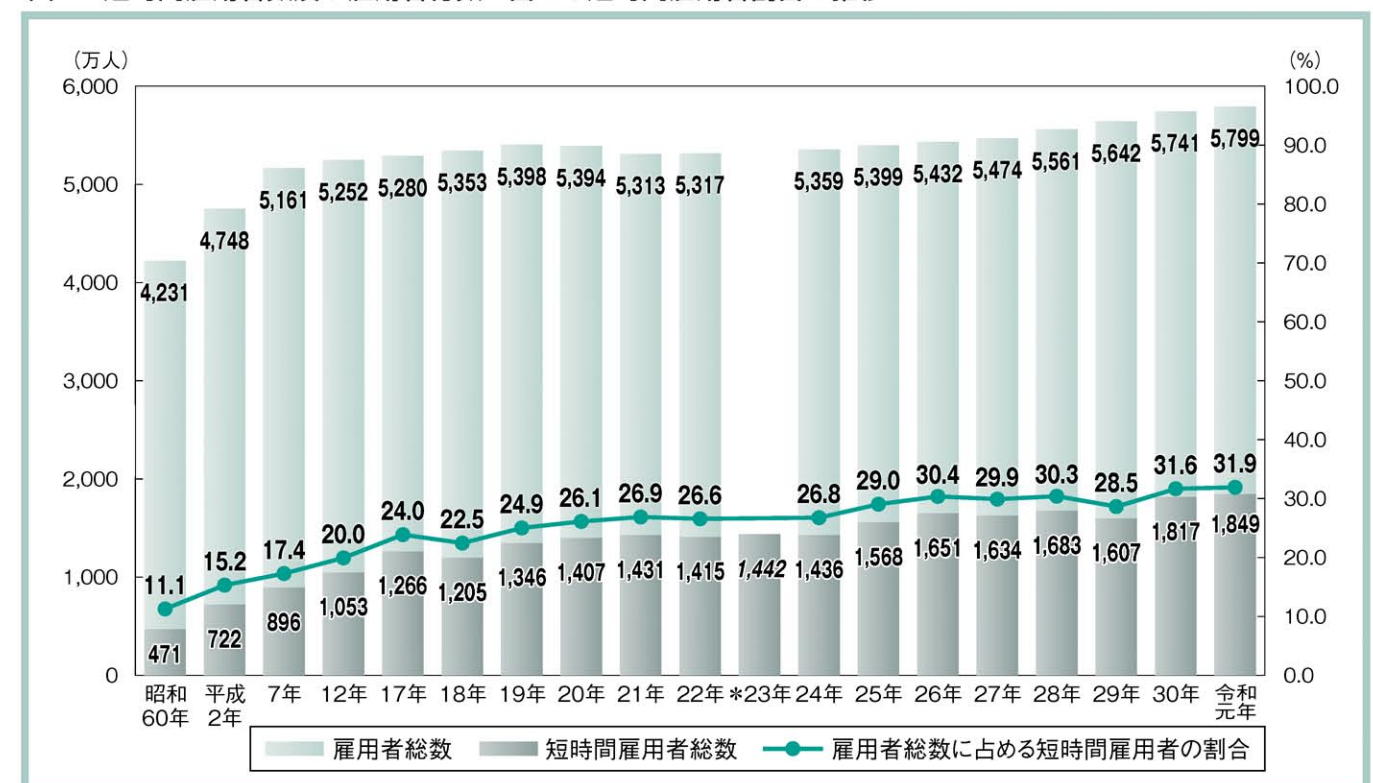
3 短時間労働者の状況

令和元年に非農林業雇用者(休業者を除く。)に占める短時間雇用者(週間就業時間が35時間未満の者)は1,849万人(男女計)で、前年に比べ32万人増加し、非農林業雇用者に占める割合は31.9%となっています(前年差0.3ポイント上昇)(図4)。

これを男女別にみると、女性は1,243万人、男性は606万人となり、短時間雇用者に占める女性の割合は67.2%となっています。

短時間雇用者について産業別にみると、男女ともに短時間雇用者に占める割合が最も高いのは「卸売業、小売業」で、女性は22.5%、男性は16.0%を占めています。また、雇用者に占める短時間雇用者の割合をみると、女性は「宿泊業、飲食サービス業」(71.6%)が最も高く、「サービス業(他に分類されないもの)」(56.4%)、「卸売業、小売業」(55.6%)、「生活関連サービス業、娯楽業」(53.2%)、「運輸業、郵便業」(51.4%)、「不動産・物品賃貸業」(51.1%)、が続いています。一方男性も「宿泊業、飲食サービス業」(40.9%)が最も高く、「生活関連サービス業、娯楽業」(29.2%)、「教育、学習支援業」(27.7%)が続いています。

図4 短時間雇用者数及び雇用者総数に占める短時間雇用者割合の推移



資料出所：総務省「労働力調査」
注) 1 「短時間雇用者」は、非農林業雇用者(休業者を除く。)のうち、週間就業時間が35時間未満の者をいう。
2 雇用者総数は農林業及び休業者を除く。
3 平成23年の「短時間雇用者総数」(斜体)は、補完推計値を平成22年国勢調査結果を基準とする推計人口で推計した値。なお、「雇用者総数」については、推計値が公表されていないため、表章していない。

詳細は「令和元年版 働く女性の実情」をご覧ください。
<https://www.mhlw.go.jp/bunya/koyoukintou/josei-jitsujo/19.html>